

# 「碍」の字表記問題再考（14）

第2次世界大戦以前は常用漢字表の中に含まれていたとする「碍」の字を明治時代以降の漢字施策の中で縷々検証してきたが、ついに1942年(昭和17)に定められた標準漢字表のなかで、この文字を確認することができた。「碍」の字がその後どのように変遷していくのかを今回さらに探っていきたい。

## 漢字表の変遷

### (1) 当用漢字表

1946年(昭和21)11月16日、当用漢字表が吉田茂・内閣総理大臣の名前で告示されている。第2次世界大戦前の標準漢字表をいち早く整理し、戦後の新たなわが国の国語施策として発表された。それは、法令、教育、公用文書、人名、新聞、雑誌など幅広い分野においての表記で使用する漢字の範囲を示すものである。当用漢字表を制定するにあたって、戦前の標準漢字表の1,134字を基本に必要な加除を行っている。その結果、常に用いる漢字として1,295字を定めたが一般の社会生活で使用する漢字としては少なすぎることと、義務教育用としては多すぎることが問題となった。そこで各分野で必要な漢字を再検討し、最終的に1,850字となり、そのなか131字が簡易字体として採用されたのである。この簡易字体とは使用実態を踏まえて、印刷標準字体として使用しても良いと判断された文字を意味する。例えば、「噛む」の字体を「噛む」という印刷用の字体に入れ替えを可能にした文字のことである。戦前の標準漢字表では日常生活での漢字の使用頻度から常用、準常用、特別漢字の3分類に分けていたが、それは廃止されている。

また、戦前の標準漢字表から当用漢字表に名称を変更した理由については、「当用」の意味は、日常生活上でさしあたって必要なものという意味を込めて新たな漢字使用の目安にするためという理由説明がなされている。

1942年の標準漢字表に掲載されていた障害に関する表記の漢字がこの当用漢字表ではどのように扱われているのか見てみよう。

まず口の部首の啞、耳の部首の聾は当用漢字表から除かれている。广の部首の痴、癡については痴は削除されているが、痴は残っている。目の部首での盲は変わらず掲載されているが、石の部首での碍と礙はいずれも削除されている。

その後、1948年(昭和23)に当用漢字別表が告示され、義務教育で指導すべき教育漢字として881字が定められている。続いて、1951年(昭和26)には人名漢字別表が定められ、人名に使用できる漢字として92字が追加された。この当用漢字表は1981年(昭和56)までの35年間にわたってわが国の社会生活上で使う漢字使用の目安として使用してきた。

### (2) 常用漢字表

1981年(昭和56)10月に国語審議会から文部大臣に答申した「常用漢字表」を政府が採択し、「一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安」として告示されている。これによって、1946年の当用漢字表、1948年の当用漢字別表、1949年の当用漢字字体表、1951年の人名用漢字別表、1976年の人名用漢字追加表はすべて廃止された。

制定された常用漢字表は、字種、音訓、字体を総合的に示したもので字数は1,945字となっている。漢字表記に関しては「前

書き」で次のように記されている。

1. この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般的な社会生活において現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
2. この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人の表記にまで及ぼうとするものではない。
3. この表は、固有名詞を対象とするものではない。
4. この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
5. この表の運用に当たつては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

上述する前書きには、社会生活におけるわが国の国語表記は常用漢字を使用することを前提としており、それが基本であることを示している。しかし、前書きの2.と4.に示されているように、必ずしもそれに従わなければならないということではなく、目安として常用漢字が定められているのである。

この常用漢字表では、障害に関する漢字は1946年の当用漢字表とほぼ同じである。ただ1字、盲の漢字だけが残っているが、その表記例としては「盲点、盲従、文盲」などが例としてあげられているだけであり、障害のある人を表す表記例にはなっていない。これ以外の障害を表す「啞、聾、痴」などの漢字についてはすべて除かれている。加えて、1942年の標準漢字表に掲載されていた障害の「碍、礙」の字も同様に削除されている。

この常用漢字表は、2010年(平成22)に改正され、196字が追加、5字が削除されている。この2010年の常用漢字表の見直し、改正にあたって文化庁は5年3カ月にわたって審議している。障害者団体をはじめとする各方面からヒアリング、意見募集を行っているがその際、常用漢字表に追加希望があがっていたのが障害の「碍」の字である。その理由は何度も同じことを述べているが、第2次世界大戦前は障害者ではなく「障害者」という表記を用いており、本来の「障害者」の表記に戻すためには常用漢字表に追加が必要という意見である。加えて、障害当事者の心情として「害」の字で表記されることは不快であり、嫌悪感があるという意見である。しかし、結果は基準に合致しないという理由で追加はされず、保留扱いとなったのである。

このような経緯があるなか、2019年(平成31)4月に兵庫県宝塚市は保留扱いとなっている「碍」の字をあえて用いて「障害者」と公文書で表記することを決定したのである。これに対して文化庁は「相応の審議が必要」という見解を示している。なぜ、これほどまでに「碍」の字の追加を避けるのであろうか、疑問は尽きない。しかし、国は地方公共団体が「碍」の字を使うことを妨げるものではないとして、公文書等での表記を認めている。

## [引用・参考資料]

文化庁ホームページ <https://www.bunka.go.jp> 参照。

斎藤泰雄「識字能力・識字率の歴史的推移—日本の経験」『国際教育協力論集』第15巻第1号、広島大学教育開発国際協力研究センター、2012年。

清川郁子『「壮丁教育調査」による義務制就学の普及—近代日本におけるリテラシーと公教育制度の成立—』『教育社会学研究』第51集、慶應義塾大学大学院、1992年。